

## 推進委員のひと言

『男女共同参画と団塊世代』

愛媛県男女共同参画推進委員 立川 百恵

3月、愛媛県男女共同参画推進条例に基づく2006年度版年次報告書が公表された。2001年に策定され、2006年に改定された「愛媛県男女共同参画計画」の実施状況を明らかにし、今後の推進に役立てることになる。

この報告で目に付くのは、県の審議会委員の女性割合が36.3%と全国平均31.3%を上回り、全国で5位という高い水準に達していることだ。これは、計画をまじめに受け止め、実現に向けて努力した結果といえる。他の分野でも行政主導で進められるところは比較的目標に向けた前進が見られる。それに比べ、市町村議会の議員・自治会会長・PTA会長など地域住民の主体的かかわりで進める分野の数値は依然として女性の参画は進んでいない。また、企業でも育児休業制度の規定がある事業所は約3分の1にとどまり、規定はあっても男性の育児休業取得者は驚くほど少数のままだ。

こうした現状は、男女共同参画に関する理解が県民や県内企業でまだ十分ではないことの表れだろう。わが国で男女共同参画社会基本法が出来てまだ7年余り。21世紀の最重要課題、それも緊急のと謳われていることで推進には多大な努力が払われている。この法律は基本法としては珍しく前文が盛り込まれたように、その狙いが広く理解される必要がある。しかし、まだ、この課題はスタートに立ったばかり。今後、身近な市町村での条例・計画作りも含め市民が参画して積極的な議論が進むことを期待したい。

折しも、今年は戦後生まれの団塊の世代が大量に退職して社会構造の変化が予想される。働き蜂としてひたすら日本経済の成長を担ってきた彼らが、家庭へ、そして地域へ帰ったとき、彼らはそこで何を見、何を感じるだろうか。これまで企業戦士といわれた彼らは、家事・育児・介護などに触れることは殆んどなかった。ちなみに、1日のうち夫がこれらに費やす時間は、共働き家庭で25分、専業主婦のいる家庭で32分（総務省平成13年調査）。働いている妻が4時間12分、専業主婦の6時間59分と比べれば、生活に疎い男性の姿が見えてくる。地域活動はもっと縁遠かったことだろう。そんな彼らが仕事から解放され家庭や地域と向き合ったとき、驚くような発見があるに違いない。そして、彼らがそこで気づいたことから行動し始めたとき、家庭や地域は大きく変わる可能性がある。今年はその初年度。注目したいものである。

## 『男女共同参画社会の実現を目指して』

愛媛県男女共同参画推進委員 宇都宮 真由美

最近、私たち推進委員に対する苦情等の申し入れがほとんどない。この原因についてはいろいろなことが考えられ、推進委員自体が期待に応えられていないこともそのひとつではあろう。また、以前に比べれば男女共同参画社会は確実に進んできており、このことも苦情の申し入れを少なくしている原因のひとつであろう。しかし、最近、私は、女性たちは日々の生活の中に起きている問題の対応に追われ、苦情の申立てどころではないのではないかと心配している。その問題とは、ひとつは子供たちの育児・教育の問題であり、もうひとつは両親等の介護の問題である。

少年犯罪が増加し、かつ低年齢化している。これに対して、国は少年に対する刑の厳罰化や、捜査の対象・少年院収容者の低年齢化等で対応しようとしている。しかし、そのようなやり方でこの問題が解決しないことを、母親たちは直感で理解している。子供たちが健全に育つ環境を作るためにはどうすればよいのか、さらには荒れてゆく子供たちに穏やかな心を取り戻すためにはどうすればよいのか、母親たちは日々悩み、目の前の子供たちから目を離せないでいるのではないだろうか。そして、このような現実を見たとき、ひょっとしたら私たちの今までのやり方のどこかに間違っているところがあったのではないかと、少し自信を喪失しているのかもしれない。

一昔前の兄弟が何人もいることが普通の時代であれば負担も分かち合うことができるであろうが、長男長女がほとんどの現在、両親等の介護も女性たちにとって大変な問題である。しかもこれらは毎日の生活自体なのであり、後回しにはできない事柄である。理屈ではなく、毎日目の前に起こることを次々に処理していくしかないのである。女性たちは今、毎日の生活に手一杯の状態ではないのだろうか？社会への参画が大事なことはよくわかっている。女性たち自身も社会へ参画したいと真剣に考えている。しかし、「それどころではない。」という女性たちが多いのではないかと、最近の社会状況をみて思うのである。

男女共同参画社会の実現を目指すことは正しいことである。しかし、男女共同参画社会を実現するための方法はひとつではない。いろいろな方法があるのであり、私たちはその中からよりよい方法を選択しなければならない。進むべき方向は間違っていない。実現する方法がひとつでないのなら悩んだり迷ったりすることは当然のことである。あせることはない。ここはしばらく立ち止まってゆっくり作戦を練るくらいの余裕を持って、男女共同参画社会の実現に向けてがんばっていこう！

## 『推進委員制度の活用を』

愛媛県男女共同参画推進委員 丸山 征寿

山下清前推進委員の後を受けて、愛媛県男女共同参画推進委員に就任いたしました。山下清前委員、宇都宮委員と同じく、松山市内の事務所で弁護士をしております。

今、手元に、愛媛県県民環境部男女参画課が平成19年3月に発行したパンフレット「男女共同参画社会の実現に向けて」があります。

「身近な事例から考えてみましょう」を見ると、「町内会等の地域活動への参加は、女性と決まっていますか」とあります。

そういえば、ここ数年、地域の行事に私は参加していません。地域の清掃等いくつかの行事がありますが、参加しているのはたいてい妻です。言い訳をさせてもらえば、地域活動はたいてい土曜日曜にあります。ここ数年仕事が忙しくて土日もない状況で事務所に出ている有様なので、地域活動をしたくても家にいない、という状況なのではあります。

仕事が忙しいと言え、ここ数年、「まだ寝てる、もう寝てる」、つまり「仕事に出かけるのが朝早いので家族はまだ寝ている。仕事が終わって事務所が出るのが遅いので帰ったら家族はもう寝てる」(子供がまだ小さいので、寝る時間が早いということもありますが)という状況の日が多く、家のことは妻にまかせっきりになっています。

あるべき男女共同参画社会からすれば、推進委員にあるまじき状況ともいえそうです。

私自身の個人的な状況はおいておくとして、パンフレット「男女共同参画社会の実現に向けて」には、男女共同参画社会についての意識、政策・方針決定過程の女性の参画状況、就業関係、家庭のあり方等、様々な問題点が指摘されています。私自身も、愛媛県女性総合センターでの法律相談などで、DV案件やセクシャルハラスメント案件等の相談を受けたことがあり、男女共同参画社会の実現にはまだまだ遠いということを実感しています。

しかし、推進委員に対する苦情の申立は、近年極めて低調です(私が就任してから、苦情の申立はありません)。何か問題点や疑問に思うことがあれば、積極的にこの制度を利用して欲しいと思いますし、私自身も解決のために全力を尽くしていきたいと思っています。